

# 中小企業 いばらき

## CONTENTS

クローズアップ	1
中央会ニュースダイジェスト	8
国・県・関係機関からのお知らせ	12
月次景況調査結果	15
組合運営等Q&A	18
中央会だより	20

AUGUST

8

2025

No. 802



黄色い世界 那珂のひまわり畑 出典:観光いばらき  
<https://www.ibarakiguide.jp/>

発行 茨城県中小企業団体中央会 <https://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 TEL:029-224-8030(代)

# 育児・介護休業法改正の概要

## 令和7年（2025年）4月から段階的に施行

### 令和7年（2025年）10月1日から施行される改正もあります

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの措置が必要となる育児・介護休業法が改正されましたので、その概要を紹介します（出典：厚生労働省ホームページ）。

○厚生労働省 育児・介護休業法改正のページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

我が国においては少子化が進行し、人口減少時代を迎えています。少子化の急速な進行は、労働力人口の減少、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響を与えます。一方で、子どもを生み育て、家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人々は男女ともに多いにもかかわらず、こうした人々の希望が実現しにくい状況がみられます。

持続可能で安心できる社会を作るためには、希望に応じて「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」を両立できるようにすることが重要です。一人ひとりの生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方の選択を可能とする社会とすることが、人々の希望の実現となるとともに、企業や社会全体の明日への投資であり、活力の維持につながります。

このためには、全ての労働者を対象に長時間労働の抑制など仕事と生活の調和に向けた取組を進めていくとともに、特に、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者について仕事と家庭の両立支援を進めていくことが重要です。

こうした中、出産・育児・介護による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、令和3年6月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」といいます。）が改正され、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みとして「産後パパ育休」の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業の分割取得、育児休業の取得状況の公表義務付け、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和などが、令和4年4月1日から段階的に施行されました。

さらに、男女ともに仕事と育児・介護を両立し、誰もが活躍できる社会を実現できるようにするため、令和6年5月に育児・介護休業法が改正され、子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、所定外労働の制限の対象労働者の範囲の拡大、子の看護等休暇の取得事由、対象労働者の範囲の拡大、妊娠・出産等の申出時や、子が3歳に達する前の適切な時期に、仕事と育児の両立に関する労働者の意向を個別に確認するとともに、確認した意向に配慮することの義務付け、育児休業の取得状況の公表対象の事業主の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度等に関する個別の周知・意向確認や仕事と介護の両立支援制度等に関する雇用環境の整備等の義務付けなどが、令和7年4月1日から段階的に施行されます。

仕事と家庭の両立しやすい職場づくりは、企業にとっても優秀な人材の確保・育成・定着につながるなどのメリットがあるものです。法の趣旨・内容をご理解いただき、使用者と労働者の皆様で話し合っ、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりを進めていただきますようお願いいたします。

厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

厚生労働省では、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組への関心と認知度を高め、介護離職を防止するための取組に向けた社会的機運を高めるため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できるシンボルマーク「トモニ」を作成し、活用促進を進めています。仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業は、トモニを活用して、企業の取組をアピールすることができます。

トモニを使用するためには、「両立支援のひろば」に仕事と介護の両立支援の取組を登録してください。詳しい登録方法や使用方法は、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



『トモニ』

# クローズアップ

令和7(2025)年4月1日から施行

(改正箇所は赤字で表示)

## 1. 子の看護休暇の見直し

【義務 就業規則等の見直し】

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③・④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間 6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

## 2. 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

【義務 就業規則等の見直し】

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲 の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

## 3. 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

【選択する場合は就業規則等の見直し】

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを 追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

## 4. 育児のためのテレワーク導入

【努力義務 就業規則等の見直し】

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

## 5. 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

【義務 就業規則等の見直し】

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業 の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

- ・ 公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・ 年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・ より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html)

# クローズアップ

(両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト))

男性の育児休業等の取得率等の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

## 6. 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

【労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し】

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間 6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

## 7. 介護離職防止のための雇用環境整備

【義務】

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません(①～④のうち複数の措置を講じることが望ましい)。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(**相談窓口設置**)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

## 8. 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

【義務】

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関する事
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注: ①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ②労働者が40歳に達する日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関する事
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注: ①はオンライン面談も可能

\* 情報提供に当たって、「介護休業制度」は**介護の体制を構築するため一定期間休業**する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うことが望ましい。

\* 情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知することが望ましい。

# クローズアップ

## 9. 介護のためのテレワーク導入

### 【努力義務 就業規則等の見直し】

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

(介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認、情報提供の例)

以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用ください。

①個別周知・意向確認、情報提供、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

②介護保険制度について(40歳の方向けリーフレット)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10548.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html)

両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

## 令和7(2025)年10月1日から施行

## 10. 柔軟な働き方を実現するための措置等

### 【義務 就業規則等の見直し】

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

《選択して講ずべき措置》

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります。

フルタイムでの柔軟な働き方

(各選択肢の詳細)

- ① 始業時刻等の変更：次のいずれかの措置(一日の所定労働時間を変更しない)・フレックスタイム制・始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度(時差出勤の制度)
- ② テレワーク等：一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③ 保育施設の設置運営等：保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの(ベビーシッターの手配および費用負担など)
- ④ 養育両立支援休暇の付与：一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤ 短時間勤務制度：一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

## クローズアップ

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例:人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

\*家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外(育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象措置の利用期間中など)にも**定期的**に面談を行うことが望ましい。

(個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例)

社内用アレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

### 11. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

#### 【義務】

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

\*意向聴取の時期は、①、②のほか、「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施することが望ましい。

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

《具体的な配慮の例》

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・業務量の調整
- ・労働条件の見直し 等

\*子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長することが望ましい。

\*ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮することが望ましい。

(両立支援に取り組む事業主への助成金 【両立支援等助成金】)

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」のために、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給しています。(令和7年度は改正育児・介護休業法にあわせて助成内容が変更になる予定です)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

# クローズアップ

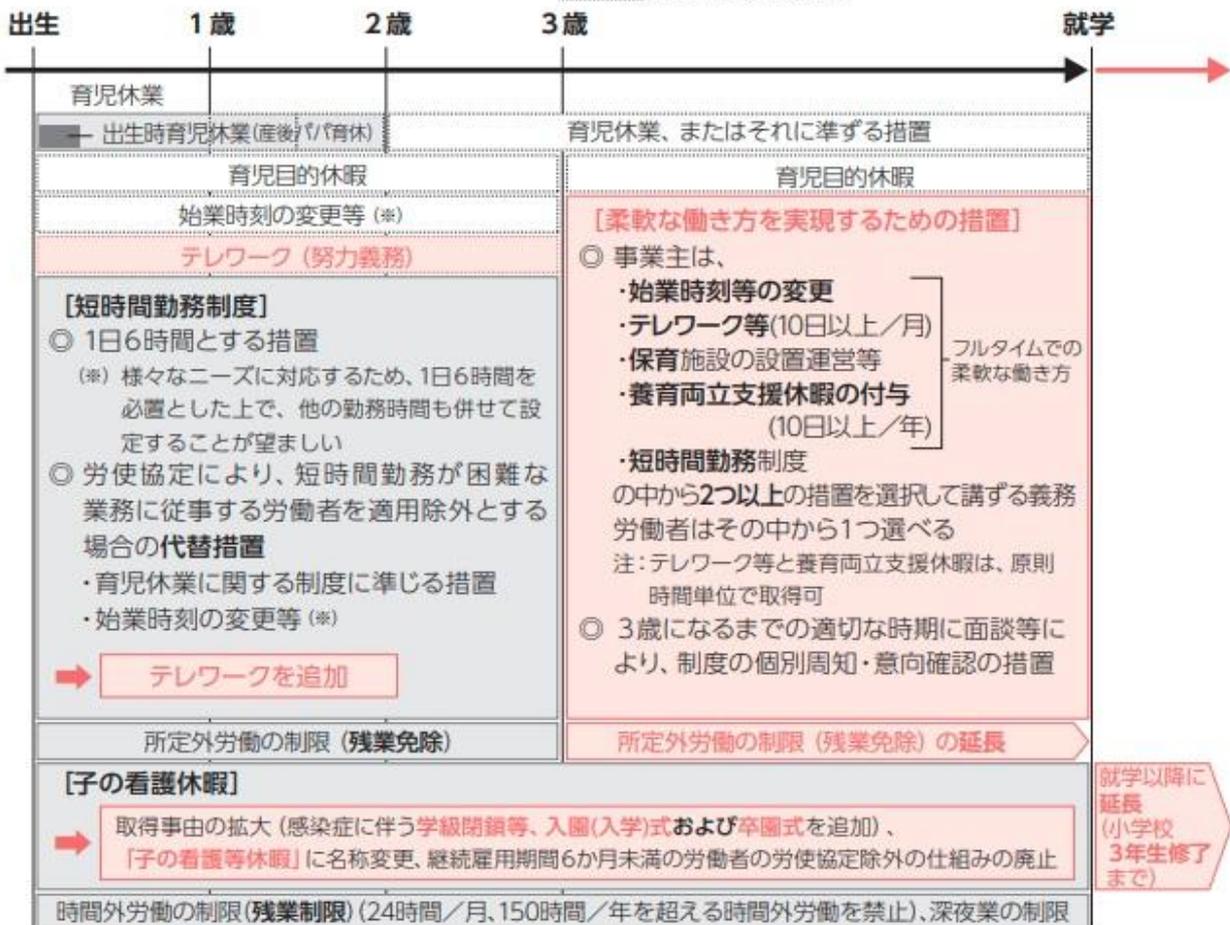


〈改正後の仕事と育児の両立イメージ〉

見直し

現行の措置義務

現行の努力義務



※始業時刻の変更等：フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室へ  
受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

TEL 029-277-8295

# あなたのチャレンジを 応援します！

## 企業とともに未来へ

LINEはこちら！▶

最新情報や経営支援などの情報を配信中！  
右の QR コードを読み込むか、公式アカウントより「茨城県信用保証協会」で検索し、  
友だち登録をお願いします。



ホームページ  
はこちら！▶



### 茨城県信用保証協会



本 店 〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館内 TEL 029-224-7811  
土浦支店 〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 TEL 029-826-7811

## 茨城県中小企業団体中央会団体扱 「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー  
大樹生命

# Owner's Plan



- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

### 限りない繁栄のために…

### リスクマネジメントは万全ですか？

※一部対象とならない商品・契約がございますので、  
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 茨城支社

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル 3F TEL:029-224-3132  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2021-5001 (2021.4)

## 中央会ニュースダイジェスト

中央会では、毎週月曜日（休刊日の場合は翌日）、茨城新聞の経済面に、「中央会ニュース」を掲載し、会員組合等や中央会の事業内容、中小企業や組合等の経営・運営に資する情報を発信しています。

本コーナーでは、「中央会ニュース」に掲載した内容の一部を紹介いたします。

### 【組合等】

#### 旭日双光章受章を祝う

日運茨城事業協同組合(小室前理事長)

令和7年春の叙勲で旭日双光章を受章した茨城県中小企業団体中央会元副会長で日運茨城事業協同組合の前理事長の小室光博氏の受章祝賀会が6月27日、ひたちなか市内で開かれ、来賓、関係者など約60人が出席した。

小室氏は、「この栄誉は、皆様からいただいたご指導、ご支援の賜であり、感謝の気持ちでいっぱい。今後もこの栄誉に恥じることはないよう精進を重ねていきたい」とあいさつした。

中央会の阿部真也会長は、「27年にわたり、中央会の役員として県内中小企業の振興に尽力された功績に敬意を表す。今後も健康に留意され、ご活躍されることを祈念する」と祝辞を述べた。



小室前理事長があいさつ

#### 中小企業へのサポート強化を期待

茨城中金会

商工組合中央金庫水戸支店（檜森智宏支店長）の取引先で構成される茨城中金会（豊崎繁会長）の第59回通常総会が7月1日、水戸市内で開かれ、提出議案を全て原案通り承認、決定した。

豊崎会長は「商工中金は、民営化により経営の自由度が増すので期待している。我われ中小企業へのサポ

ートにも今まで以上に取り組んでほしい」とあいさつした。

檜森支店長は「商工中金はお取引先1社1社のニーズに向き合いお役に立てるよう4月に開設したつくば営業所も含めた水戸支店社員全員で精一杯取り組んでいきたい」と決意を示した。

総会終了後、パフォーマンスコンサルタントでラグビー元日本代表の今泉清氏が、「ラグビーに学ぶ 個人の成長とチーム・組織の活性化!」と題して講演した。

続いて、懇親会が開かれ、来賓の高橋靖水戸市長、砂押道大茨城県産業戦略部長、阿部真也茨城県中小企業団体中央会会長、佐藤淳商工中金常務執行役員が祝辞を述べた後、参加者は交流を深めた。

#### 納豆の日イベント 消費拡大を

茨城県納豆商工業協同組合

茨城県納豆商工業協同組合（高野友晴理事長）の納豆の日PRイベントが7月5日、水戸市内の商業施設で開かれた。

同イベントは、7月10日の納豆の日に合わせて、納豆の消費拡大を呼びかけるとともに、納豆製造事業者である組合員企業を周知することが目的。

納豆の日は、全国納豆協同組合連合会が制定するとともに、水戸市でも納豆の消費拡大と市民の健康増進を図るため、7月10日を納豆の日とする「水戸市納豆の消費拡大に関する条例」を2022年6月に定めた。

イベントでは、当日、納豆を購入した先着100名に納豆をプレゼントしたほか、組合員17社の納豆パッケージや納豆の歴史、栄養成分等を紹介するパネルを展示した。ステージイベントでは、ねば〜る君と納豆お兄さんによるステージショーなどが行われ、会場を盛り上げた。

高野理事長は「このようなイベントを通して、県産納豆の魅力を発信し、消費拡大を図り、業界を盛り上げていきたい」と述べた。



水戸市内で開いた納豆の日イベント

## 屋外広告物点検者育成 講習会を開催

茨城県屋外広告美術協同組合

茨城県屋外広告美術協同組合（吉田薫理事長）の屋外広告物点検技能講習が7月11日、水戸市内で開かれ組合員やその従業員など34人が参加した。

屋外広告物の適正な表示を確保するため、また、業界の健全な発展を図ることが目的。

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの、ならびにこれらに類するものをいう。屋外広告物の表示にあたっては、一部の例外を除いて市長村長の許可が必要となる。

屋外広告物は、単に情報伝達という機能にとどまらず、建築物や工作物、樹木などが形成する景観に加わる要素として、景観形成に与える影響が大きい。また、道路沿いに掲出された屋外広告物が道路交通の安全を妨げたり、落下や倒壊により思わぬ災害を招くなど、公衆に危害を加えることも想定される。このため、茨城県では「茨城県屋外広告物条例」および「茨城県屋外広告物条例施行規則」を定め、屋外広告物に関して必要な規制を行っている。

同条例・施行規則では、屋外広告物の適正な表示を確保するため、屋外広告物を表示する者に対して、管理・点検を義務付けている。点検技能講習の修了者は、高さが4m以上の広告物の点検を行うことができる。

講習では、屋外広告物を取り巻く現状と法規条例、点検基準と点検ポイント、評価事例と標準点検作業などの講義を行った後、受講者に効果測定を行い、受講者全員が修了証を受領した。

当組合は、県内の屋外広告物制作・施工に携わる専門業者で組織し、県や全国団体と連携し、屋外広告士・技能士等の育成、良好な都市景観と快適な生活環境づくりなどに取り組んでいる。

屋外広告物の規制や看板の安全管理に関することは、茨城県土木部都市局都市計画課のホームページを参照。  
<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/toshikei/index.html>

【中央会、関係機関等】

## 阿部会長 全国中央会理事に再選

全国中小企業団体中央会

全国中小企業団体中央会（森洋会長）の通常総会が6月27日、東京都千代田区内で開かれた。任期満了に伴う役員選挙で森会長が再選された。また、茨城県中小企業団体中央会の阿部真也会長も理事に再選された。

## 関東甲信越静ブロック中央会会長会議

### 全国大会要望事項を審議

千葉県中小企業団体中央会

2025年度関東甲信越静ブロック中央会会長会議が7月10日、千葉県千葉市で開かれた。

関東甲信越静の1都10県の中央会会長・専務理事等が出席したほか、来賓として全国中央会の森洋会長が出席。本県からは、阿部真也会長と矢部英雄専務理事

が出席した。

同会議は、中小企業や組合が抱える課題の解決に向け、中小企業団体全国大会で決議する国などに対する要望事項について、関東甲信越静ブロックとしてとりまとめるため毎年開催。本年は千葉県中央会が主催した。

会議では「人手不足、物価高騰に対して持続的に成長・発展していくための中小企業支援策の総合的な支援」、「中小企業の実態を踏まえた人材確保対策の推進」など23項目の決議項目をとりまとめた。本県から提出した21項目の要望はすべて採択された。

この後、全国の各ブロックから提出された要望は11月12日に広島県広島市で開催される第77回中小企業団体全国大会で決議する。決議後は、全国中央会を中心に国等に要望していく。

## 取引力強化、事業開発の取り組みを支援

茨城県中小企業団体中央会

茨城県中小企業団体中央会は、2025年度「取引力強化推進事業」「小企業者組成長戦略推進プログラム等支援事業」の第3回公募を行っている。

両事業とも、受付期間は、7月18日（金）～8月22日（金）の17時まで。

### 【取引力強化推進事業】

中小企業・小規模事業者等が連携して、共同事業の活性化や受注拡大等、取引力の強化促進を図るために行う事業に係る経費の一部を中央会が補助するもの。

#### ◎事業内容（例）

▽組合員の製品・商品やサービス等を発信するリフレットの等の作成

▽インバウンド観光客向けの多言語パンフレット等の作成

▽SNSとの連動、スマートフォン・タブレット閲覧対応のホームページの改修

▽組合等をPRするためのロゴマークの作成、▽取引条件の改善に向けた交渉等を行うために必要なチラシ等作成

◆補助金額 上限50万円（税抜）（下限10万円（税抜））

◆補助率 補助対象経費総額（税抜）の3分の2以内

◆実施期間 交付決定日から26年1月30日（金）まで

### 【小企業者組成長戦略推進プログラム等支援事業】

組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した組合の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティスタディ（実現可能性調査）の実施、また、調査結果を具体化するための事業に係る経費の一部を中央会が補助するもの。

#### ◎事業内容（例）

▽商店街の来街者増加に向けたニーズ調査

▽海外等の新たな需要先開拓のためのニーズ調査

▽地域資源を活用した商品開発

▽国内外の展示会等に出展してのテストマーケティング

▽災害や緊急時に備えるためのBCP策定

◆補助金額 上限60万円（税抜）

◆補助率 補助対象経費総額（税抜）の10分の6以内

◆実施期間 交付決定日から26年1月30日（金）まで  
両事業とも、補助対象者の要件、補助対象経費など

## 中央会ニュースダイジェスト

公募に係る詳細は、中央会ホームページを参照。  
問い合わせは、中央会業務課まで。  
(取引力強化推進事業)

<https://www.ibarakiken.or.jp/oshirase/R7%E5%8F%96%E5%BC%95%E5%8A%9B%E5%BC%B7%E5%8C%96%E6%8E%A8%E9%80%B2%E4%BA%8B%E6%A5%AD3.html>

(小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業)

<https://www.ibarakiken.or.jp/oshirase/R7%E5%8F%96%E5%BC%95%E5%8A%9B%E5%BC%B7%E5%8C%96%E6%8E%A8%E9%80%B2%E4%BA%8B%E6%A5%AD3.html>

### 中小企業省力化投資補助金(一般型)第3回公募

中小企業庁

中小企業省力化投資補助事業(一般型)の第3回公募が6月27日から公募を開始し、8月4日から申請受付が開始される。

第3回の公募スケジュールは、以下のとおり。

▽公募開始 6月27日(金)

▽申請受付開始日 8月4日(月)

▽公募締切日 8月29日(金)

▽採択発表日 11月下旬(予定)

同事業は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備(オーダーメイド設備)を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることが目的。

本事業の詳細は、以下特設サイトを参照。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>

また、同補助金では、省力化汎用製品をカタログから選択するカタログ注文型のメニューもある。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/>

中央会は、本事業の応募・交付申請、交付決定以後、実績報告までの手続き等を案内する地域事務局を設置して、相談等を受け付けている。インフォメーション窓口での相談は原則予約制。以下フォームから予約できる。

<https://reserva.be/shoryokuka>

きっとみつかる  
いい人、いい仕事



job sanko

ジョブ産雇

「失業なき労働移動」の実現をめざす再就職・出向の専門機関



## 企業と人材を結ぶエキスパート

働く  
と雇用を  
サポート  
6つの  
取り組み  
で

- ① 離職する従業員の再就職をサポート
- ② 人材を確保したい企業に対するサポート
- ③ 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート
- ④ 雇用を維持するための在籍型出向をサポート
- ⑤ 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート
- ⑥ 従業員のスキルアップや研修を目的とするセミナー(有料)

費用は  
無料



公益財団法人 産業雇用安定センター 茨城事務所

〒310-0803 水戸市城南 1-1-6 サザン水戸ビル 4階

TEL 029-231-6044 FAX 029-233-3602



# 茨城県電気工事業工業組合

理事長 石川重信

副理事長 浅野和郎

副理事長 秋山啓市

専務理事 笠倉勉

常務理事 園部昌人

常務理事 細谷文雄

常務理事 福村義和

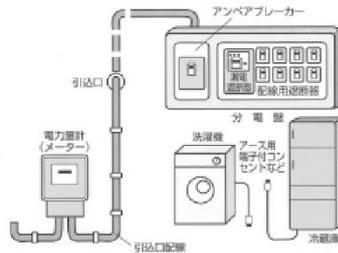
〒310-0045 水戸市新原1丁目2番7号

TEL 029-252-3133 FAX 029-252-3134

Eメールアドレス: ibaden@ibaraki-denkouso.com

ホームページアドレス: http://www.ibaraki-denkouso.com/

## 調査員が電気をサポート



電気の安全を通して、  
地域に貢献する

 茨城電気安全サービス

# 車検・定期点検

## は国の認証を受けた 整備工場へ!!

**関東運輸局長認証**  
**普通自動車特定整備事業**

- 普通自動車(小型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
- 普通自動車(乗用) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
- 小型四輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
- 小型三輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
- 軽自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
- 小型二輪自動車

この看板  
が目印です!



茨城県自動車整備商工組合  
一般社団法人 茨城県自動車整備振興会

〒310-0844 茨城県水戸市住吉町 292-5  
TEL 029-247-4330 FAX 029-247-7667  
URL: https://www.seibi.or.jp  
E-mail: ibaraki@seibi.or.jp

## 国・県・関係機関等からのお知らせ

### 女性登用に積極的に取り組む企業を募集します

茨城県労働政策課

県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に取り組み、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

この機会に、企業の魅力を広くアピールしてみませんか。

#### ▽表彰の区分等

- ・優秀賞  
管理職等への女性の登用実績及び取組内容が特に優れている企業
- ・優良賞  
管理職等への女性の登用実績及び取組内容が優れている企業
- ・奨励賞  
管理職等への女性の登用実績等があり、今後の取組等が期待される企業

#### ▽表彰概要

- ・対象  
茨城県内に本社又は事業所を有する企業等
- ・主な要件
  - (1)「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録を行っていること
  - (2)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行っていること。また、一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表を行っていること（常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は除く）
  - (3)管理職等への女性労働者の登用促進のための取組を実施していること
  - (4)以下の①又は②を満たすこと
    - ①直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い水準を維持していること
    - ②役員1人以上の女性を登用していること
  - (5)直近の3事業年度において女性労働者の採用実績があること

- ・評価点  
管理職等への女性の登用実績、取組内容（育成、評価・登用、職場風土等）を総合的に評価

#### ▽募集期限

令和7年9月30日まで

詳しくは、以下サイトをご覧ください。

[https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/leader\\_commendation.html](https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/leader_commendation.html)

- ◆茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当  
TEL：029-301-3635

MAIL：[roseil@pref.ibaraki.kg.jp](mailto:roseil@pref.ibaraki.kg.jp)

### ダイバーシティ経営に取り組む企業をサポート

茨城県ダイバーシティ推進センター「ぼらりす」

企業の持続的成長には、多様な人材がその能力を発揮できる環境づくりが不可欠です。今後10年で団塊ジュニアが定年を迎え、転職に対して柔軟な若手世代が職場の中心を担う時代へと移行していきます。労働人口減少や人材の流動化が進む中で、優秀な人材の確保と定着を実現するためには、多様性を受け入れ、個の能力を生かす経営姿勢が求められます。

ダイバーシティ経営に取り組んでも手間が掛かるだけ、売り上げが増える訳ではない、と思いませんか？社員の多様性を尊重することで、新規採用、社員の定着、パフォーマンスの向上などが期待できます。

茨城県ダイバーシティ推進センター「ぼらりす」では、ダイバーシティ経営に取り組む企業をサポートするため、貴社に合った無料コンサルタントを行う事業を実施しています。

申込期限が近づいていますが、ご関心のある方は以下サイトを参照の上、お問合せください。

<https://www.sekisho-career.co.jp/news/detail/di/consulting2025>

また、茨城県ダイバーシティ推進センター「ぼらりす」では、性別等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現に取り組むため、「いばらきダイバーシティ宣言」を行う企業・事業所・団体等を募集しています。

<https://www.diversity-ibaraki.jp/declaration.html>

#### ◆茨城県ダイバーシティ推進センター「ぼらりす」

水戸市三の丸1-5-38 県三の丸庁舎3階

TEL：029-233-3982

FAX：029-233-1330

MAIL：[sankaku@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:sankaku@pref.ibaraki.lg.jp)

### いばらきフードロス削減取組宣言を募集しています

茨城県環境政策課

茨城県では、県内の食品5業態（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、宿泊業、飲食業）の事業者・団体の皆様がフードロス（食品ロス）削減の取組を実施することを宣言する「いばらきフードロス削減取組宣言」を募集しています。

宣言した事業者等は「いばらきフードロス削減パートナー」として、その取組を茨城県のホームページなどで紹介します（準備中）。

パートナーの皆様の取組を広く発信していくことで、フードロスのさらなる削減と、フードロス削減の意識の高揚を図ります。

## 国・県・関係機関等からのお知らせ

県民の皆様にも、パートナーの皆様の店舗や商品の利用・購入などを通して、フードロス削減にご協力をお願いします。

登録方法、要件等は以下サイトをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kan-kyo/foodloss/sengen.html>

◆茨城県県民生活環境部環境政策課環境企画

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL : 029-301-2933

FAX : 029-301-2949

### 茨城－韓国・清州 チョンジュ路線の利用促進キャンペーンについて

茨城空港利用促進等協議会

5月15日から定期便化された茨城－韓国・清州路線の利用促進に向け、運航会社（エアロK）と茨城空港利用促進等協議会が連携し、茨城空港の会員制度であるIBRマイエアポートクラブ会員限定の航空運賃30%割引キャンペーンを実施いたします。さらに、IBRマイエアポートクラブ会員が茨城－清州路線に搭乗する際に取得できるポイントを、通常の往復600ポイントに30%超上乗せして往復800ポイントにアップするキャンペーンを併せて実施いたします。ぜひ、この機会にIBRマイエアポートクラブにご加入いただき、お得な韓国旅行をお楽しみください。IBRマイエアポートクラブの概要及び入会方法については、以下サイトをご覧ください。

<https://www.ibaraki-airport.net/about/ibr-my-airport-club/>

（茨城－韓国・清州路線 航空運賃割引キャンペーンの概要）

<https://www.ibarakiken.or.jp/hotnews/pdf/%E8%8C%A8%E5%9F%8E%EF%BC%8D%E9%9F%93%E5%9B%BD%E3%83%BB%E6%B8%85%E5%B7%9E%E8%B7%AF%E7%B7%9A%E3%81%AE%E5%88%A9%E7%94%A8%E4%BF%83%E9%80%B2%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%83%B3%E5%AE%9F%E6%96%BD.pdf>

◆茨城空港利用促進等協議会（茨城県営業戦略部空港対策課内）

TEL : 029-301-2761

### 資格確認書の一括発行について

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城県支部

協会けんぽでは、従前の健康保険証をお持ちの方で、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による受診ができない方に対して申請がされていなくても、今年の7月から順次資格確認書の作成・送付を行います。

※資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書（カード）です。

茨城支部加入者への送付時期につきましては、今年

の10月以降の予定です。送付の際は、世帯ごとにまとめて被保険者の住所に特定記録郵便で送付いたします。

また、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れてから3か月が経過している方につきましても、自動で送付される場合があります。マイナンバーカードの電子証明書有効期限が切れてから3か月が経過してしまうとマイナ保険証として使用できなくなってしまうため、有効期限通知書が届いた際は速やかな電子証明書の有効期限の更新をお願いします。

（資格確認書の一括発行についてはこちら）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/shikakuso-ufu/>

（マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限・更新についてはこちら）

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/expiration-date>

### 職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されています。

この改正により、以下の措置が事業者に義務付けられます。

- 1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、
  - ①「熱中症の自覚症状がある作業中」
  - ②「熱中症のおそれがある作業中を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること
- 2 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、
  - ①作業からの離脱
  - ②身体の冷却
  - ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
  - ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること。

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

詳しくは、以下サイトをご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news\\_topics/oshirase/0706nechushokyoka.html](https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/oshirase/0706nechushokyoka.html)

お客さま第一をモットーに  
安定したLPガスの供給に努めています

## 勝田ガス事業協同組合

代表理事 益 子 徳

外 役 員 一 同

〒312-0011 ひたちなか市中根5882番地

TEL 029-274-8416 FAX 029-273-7353

URL <https://g-katuta.com>

E-mail [katuta-gas@g-katuta.com](mailto:katuta-gas@g-katuta.com)



日運協

## 日運茨城事業協同組合

理事長 湯 浅 隆



お任せ下さい  
安全・確実・迅速  
輸 送

〒319-1102 茨城県那珂郡東海村石神内宿1945-1

電 話 029-282-7121(代)

F A X 029-282-7119

E-mail [nitiunky@mito.ne.jp](mailto:nitiunky@mito.ne.jp)

U R L <http://www.mito.ne.jp/~nitiunky/>

## 月次景況調査結果 - 2025年6月期 -

都道府県中央会は、会員組合等の役職員を情報連絡員として委嘱（組合等の役職員約 2,600 名に委嘱（茨城県は 50 名））し、情報連絡員が毎月、前年同月と比較した景況、売上高、収益状況等や結果や業況等に係るコメントを報告したものを全国中央会がとりまとめたもの。以下、2025年6月期の報告内容の一部を掲載します。全国中央会ホームページで調査結果を公表しておりますのでご覧ください。

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/12544/>

### 製造業

#### ◇醤油・味噌(富山県)

味噌の主原料である加工原料米の需給逼迫や価格高騰は未曾有の状況であり、改善見通しも極めて不透明。令和7年産加工用米の価格や数量の確保について全組合員が不安視している。

#### ◇麺類(長崎県)

原材料費、燃料費高騰に伴う価格転嫁は進んでいるが、値上げに伴い、販売数量が減少傾向にある。米の価格高騰が起こっているが、麺類の需要が増えているわけではない。

#### ◇繊維(秋田県)

小ロット生産が依然として多く、生産性低下を補える加工賃を確保出来ず、採算性は悪化している。従来の生産ラインでは小ロット対応は難しく、新たな生産方式の導入が不可欠となっている。

#### ◇製材(岩手県)

県内新設住宅着工戸数は、前年同期と比較して約 44%減の 225 戸と大幅に減少した。全国的にこの傾向（約 34%減）にあり、4月1日に施行された改正建築基準法の影響もあると思料される。

#### ◇紙製容器(京都府)

取引先への値上げがほぼ完了した最中、再び大手製紙メーカーが値上げを発表しており、段ボール箱需要縮小が懸念される。

#### ◇印刷(栃木県)

経費増に応じた価格転嫁、値上げが浸透してきているが人件費や間接経費の上昇分もあり経費増に追いついていない。

#### ◇セルロイドプラスチック製品(大阪府)

円安による原料や燃料の高騰及び人件費増加を販売価格へ転嫁する動きは遅れている。一方で石油価格の下降により原料のプラスチック価格は安くなっている。

#### ◇窯業土石製品(埼玉県)

新規工事案件の契約は依然として少なく、降雨の影響も加わり対前年同月比 89.2%となった。人件費に加え諸資材の高騰により工事が延期となった案件も見受けられる。

#### ◇ステンレス(徳島県)

受注残高としては増加となっているが、米国の通商政策等による日米間交渉の難航から、今後の輸出関連製品においては不透明感が払拭出来ない状況である。

#### ◇電子機械器具(長野県)

売上は少し回復してきているが、人手不足が継続中。職場環境改善が引き続き急務である。自動車部品関連企業は、かなり生産調整を受けており先行きが不透明。

#### ◇輸送用機械器具(群馬県)

米国関税の影響で客先からの発注内示が段々と低下。将来の売上高の減少を心配している。

### 非製造業

#### ◇各種商品卸(鳥取県)

食料品・消耗品等の値上げに加えて、燃料費上昇による原価への影響が懸念される。仕入配送に関わるコスト増の影響、また配送の減便とそれに伴うトラックの大型化等が見受けられる。

#### ◇再生資源卸(宮城県)

6月の鉄スクラップ市況は、鉄鋼メーカーで値下げが散発した。国内鉄鋼需要が建設分野を始め停滞しており、価格はこのままの状態と安定していくと思われる。

#### ◇家電小売(福島県)

猛暑の影響が大きく、9割はエアコン関係の受注だった。また、昨年よりも商品の単価が上がった分、売上総額も上昇した。

#### ◇商店街(宮崎県)

余りに気温が高いため、街に人が出なくなり、人通りがほとんど見られない状況である。そのため、大型店に人が流れてしまっている。

#### ◇美容(山形県)

美容業では材料費等の高騰により売り上げは増加、又は不変でも収益効果は減速している。価格転嫁が容易でないため減収の一因となっている。

#### ◇自動車車体整備(岐阜県)

団体交渉の結果、損保側から来月7月からの工賃単価の説明が行われるが、現実的には現在の単価よりも低い単価が提案される。このような課題があり、賃金アップに苦慮している状況である。

#### ◇土木工事(北海道)

官工事の発注により忙しい状況にはあるが、資材高騰や人手不足のため収益の好転には至っていない。

#### ◇鉄骨・鉄筋工事(山梨県)

公共物件が不調で、前年同月比売上・景況感ともに▲10%となった。業界全体で仕事量が減少傾向にあるため、少ないパイの奪い合いによる値崩れが発生している。

#### ◇職別工事(福岡県)

大型物件の中止や延期が相次ぎ、仕事量が確保できず、工場の稼働率が低下している。

#### ◇道路貨物運送(島根県)

荷動きは引き続き非常に悪い状況。傘下組合員の配車担当者はこれまでに経験したことない程の荷動きだとし、米国関税が国内物流に与える影響など、先が見通せない状況を不安視している。

#### ◇不動産(神奈川県)

不動産全般の価格が上昇、販売も年明けより好調な状況が継続している。但し、在庫確保に業者が取り合いで価格を釣り上げている感がある。

# 月次景況調査結果 -2025年6月期-

6月の景況DIは製造業は上昇、非製造業は小幅低下。製造業では、先行きに対する不透明感はあるものの、価格転嫁が徐々に進行していることを背景に、景況感は多くの業種で前月比上昇となった。非製造業では、引き続きインバウンド需要に支えられているものの、物価上昇による消費低迷に対する不安により、小幅ながら低下となった。今後の米国関税政策の影響を懸念する声が、引き続き業種を問わず、数多く寄せられている。

## 全指標の前年同月比D I の推移（直近1年間）

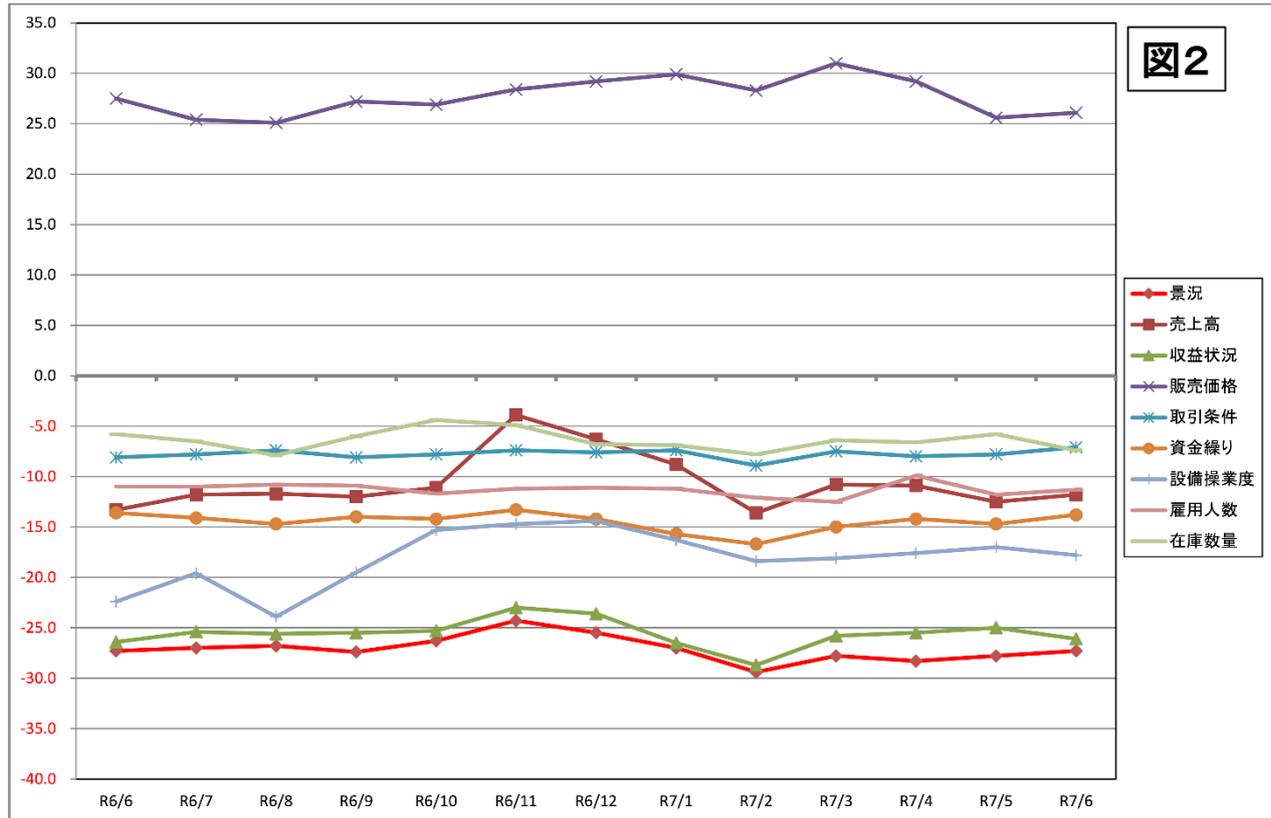


表1	R6												R7				前月比
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月				
景況	-27.3	-27.0	-26.8	-27.4	-26.3	-24.3	-25.5	-27.0	-29.4	-27.8	-28.3	-27.8	-27.3	0.5			
売上高	-13.3	-11.8	-11.7	-12.0	-11.1	-3.9	-6.3	-8.8	-13.6	-10.8	-10.9	-12.5	-11.8	0.7			
収益状況	-26.4	-25.4	-25.6	-25.5	-25.3	-23.0	-23.6	-26.5	-28.7	-25.8	-25.5	-25.0	-26.1	-1.1			
販売価格	27.5	25.4	25.1	27.2	26.9	28.4	29.2	29.9	28.3	31.0	29.2	25.6	26.1	0.5			
取引条件	-8.1	-7.8	-7.4	-8.1	-7.8	-7.4	-7.6	-7.4	-8.9	-7.5	-8.0	-7.8	-7.1	0.7			
資金繰り	-13.6	-14.1	-14.7	-14.0	-14.2	-13.3	-14.2	-15.7	-16.7	-15.0	-14.2	-14.7	-13.8	0.9			
設備操業度	-22.4	-19.6	-23.9	-19.5	-15.3	-14.7	-14.4	-16.3	-18.4	-18.1	-17.6	-17.0	-17.8	-0.8			
雇用人員	-11.0	-11.0	-10.8	-10.9	-11.7	-11.2	-11.1	-11.2	-12.1	-12.5	-9.9	-11.8	-11.3	0.5			
在庫数量	-5.8	-6.5	-7.9	-6.0	-4.4	-4.9	-6.8	-6.9	-7.8	-6.4	-6.6	-5.8	-7.4	-1.6			

# 「新しい林業」に向けて意欲と能力を発揮する



## 美和木材協同組合

理事長 川西 正則

〒319-2603 茨城県常陸大宮市鷲子46-1

電話 0295-58-2899 FAX 0295-58-2043

URL <https://miwamoku.net> E-mail [info@miwamoku.net](mailto:info@miwamoku.net)

## 茨城県鐵構工業協同組合

耐震改修・鉄骨製作は国交省大臣認定工場へ

水戸市笠原町600-35

TEL 029-305-2202 FAX 029-243-2444

URL <https://i-tekko.jp>

鉄骨は改修・再利用・再加工ができます。  
ライフスタイルや用途変更に合わせて長く利用  
できます。耐震性に優れ、安心・安全です。

各共済のお申込み・ご相談は

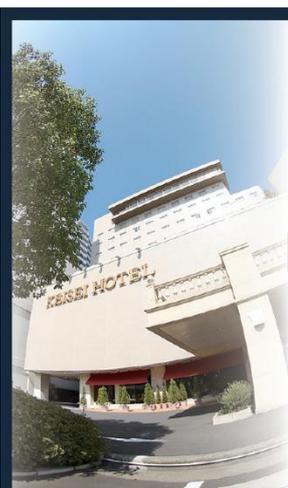
## 茨城県火災共済協同組合

(元受)：全日本火災共済協同組合連合会  
：関東自動車共済協同組合

水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8 階

TEL 029-224-0610

FAX 029-231-3704



LUNCH  
11:00~14:30(L.O14:00)

DINNER  
17:00~21:00(L.O20:00)

レストランのご案内



LUNCH  
平日 11:30~14:30(L.O14:00)  
土日祝日 11:30~15:00(L.O14:30)

DINNER  
平日 17:00~21:00(L.O20:00)



日常からとき放たれる おいしいひととき

**Mito KEISEI HOTEL**

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-4-73

TEL 029-226-3111(代表)



ホームページ

## 組合運営等Q&A

### 団体協約の締結事業について

Q 中小企業等協同組合法では、組合員名簿を作成することとなっているが、どのような事項を記載するのか？また、組合員名簿の備置きや閲覧についても教えてほしい。

A 組合は、各組合員の氏名又は名称、住所又は居所、加入年月日及び出資口数・金額・払込年月日を記載・記録した組合員名簿を作成しなければならない。

組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置き、組合員及び組合の債権者が閲覧・謄写の請求をした場合には正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

なお、正当な理由とは、書類の閲覧・謄写により知った内容を競業者に通報しようとし、又は通報したことのある場合など、組合の利益を害し又は不当な時期において請求のあるときとされている。また、個人情報保護法の施行に伴い、組合が個人情報の保護を理由として閲覧・謄写を拒否することは正当な理由には該当しないと考えられる。

組合員名簿を電磁的記録により作成する場合には、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとすることが必要であり（施行規則53条）、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることとなる（施行規則54条）。

### 【中小企業等協同組合法 抜粋】

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第10条の2 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 加入の年月日
  - 三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 組合員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

本条…追加 [平成17年7月法律87号]

委任 3項二号第一の「主務省令」＝（本法施行規則）53条、3項二号第二の「主務省令」＝同54条

罰則（本法）115条1項七号

出典：中小企業等用同組合法逐条解説（全国中小企業団体中央会編集）

※組合運営等について、お気軽に中央会・組合等担当者にご相談・お問合せください。

組合員名簿（参考例）

組合員名	代表者職氏名	住 所	加入年月日	出資口数	出 資 金
		TEL/FAX		出資金額	払込年月日
			年 月 日	口 円	年 月 日
			年 月 日	口 円	年 月 日
			年 月 日	口 円	年 月 日
			年 月 日	口 円	年 月 日
			年 月 日	口 円	年 月 日

※管理上、必要に応じて、メールアドレス、資本の額又は出資の総額、常時雇用する従業員数、業種、加入原因となった支店等の住所等も記載。



いつも親切  
茨城県信用組合

地域とともに  
明日をつくる  
ひと. まち. しごと

2025



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS けんしんSDGs宣言

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

47都道府県に広がる店舗網や7万社以上のお客さまとのリレーションを活かして、中小企業間の連携をサポートします。

02.

組合支援

組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資まで、中小企業組合の活動を情報と金融で継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かして、中小企業の海外進出を継続的にサポートします。



人を思う。未来を思う。

商工中金

水戸支店 029(225)5151  
〒310-0021 水戸市南町3-5-7  
<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



## 中央会だより

### 第77回中小企業団体全国大会参加及び「茨城県中央会 全国大会・広島ツアー」のご案内

毎年、全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、中小企業で組織する全国約3万組合等の意見を総意としてとりまとめ、内外に広く表明するとともに、政府等に対して中小企業の実情と振興施策の充実強化を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的として、中小企業団体全国大会が開催されています。

本年度は、広島県広島市で第77回中小企業団体全国大会が開催されますのでご案内します。

なお、本会では、会員の皆様の利便と交流・親睦を図るため、大会参加と宿泊、食事、懇親会等を盛り込んだ「茨城県中央会 全国大会・広島ツアー」を企画しましたので、以下及びツアー行程表を参照の上、奮って御参加いただきますようお願い申し上げます。

また、ツアー参加の有無を問わず、会員組合関係者等の大会参加料(6,600円(税込)/1人)は本会が全額負担いたします。

#### 1 第77回中小企業団体全国大会

(1)日時 令和7年11月12日(水)

13:00～15:30(予定)

(2)場所 広島県広島市中区基町4-1

「広島県立総合体育館(広島グリーンアリーナ)」

#### 2 交流会(※立食形式)

(1)日時 令和7年11月12日(水)

16:00～17:30(予定)

(2)場所 広島県広島市中区基町6-78

「リーガロイヤルホテル広島」

(3)参加費 5,500円(税込)/1人

(※ツアー参加者は参加料に含まれます)

#### 3 茨城県中央会 全国大会・広島ツアー

(1)期間 令和7年11月11日(火)～13日(木)

(2)行程 以下のとおり

(3)参加料 135,000円(税込)/1人

(※請求書は別途、送付します)

(4)定員 25名

(5)申込期限 令和7年8月29日(金)

《茨城県中央会 全国大会・広島ツアー行程概要》

▽11/11(火)

茨城空港→福岡空港→昼食(玄海旅館(鯛茶漬))  
→視察観光(出光美術館、長府毛利邸・長府庭園等)  
→夕食・懇親会(春帆楼(ふぐ会席))→宿泊(ヴィアイン下関)

▽11/12(水)

新下関駅→広島駅→視察観光(平和記念資料館)→昼食(久里川(和御膳))→全国大会→交流会・夕食→宿泊(法華クラブ広島)

▽11/13(木)

視察観光(宮島 厳島神社)→昼食(酔心(カキフライ御膳))→広島駅→新神戸駅→神戸空港→茨城空港  
全国大会及びツアーの詳細は、中央会HP(以下URL)をご覧ください。

お問い合わせは総務課まで。

<https://www.ibarakiken.or.jp/oshirase/zenkokutaiikai2025.html>

### 令和7年度取引力強化推進事業・小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業の第3回公募のご案内

中央会は、令和7年度取引力強化推進事業・小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業の第3回公募を行っています。

両事業とも公募締切は、令和7年8月22日(金)17時までです。

事業内容、申込み方法等については、組合等担当者または業務課(實松)までお問合せください。

両事業の公募内容等は中央会HP(以下URL)をご覧ください。

《取引力強化推進事業》

<https://www.ibarakiken.or.jp/oshirase/R7%E5%8F%96%E5%BC%95%E5%8A%9B%E5%BC%B7%E5%8C%96%E6%8E%A8%E9%80%B2%E4%BA%8B%E6%A5%AD3.html>

《小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業》

<https://www.ibarakiken.or.jp/oshirase/R7%E6%88%90%E9%95%B7%E6%88%A6%E7%95%A5%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%A03.html>

### 令和7年度専門派遣事業のご案内

中央会は、組合等運営の課題や組合等を通じて中小企業が抱える諸課題の解決の一助とするため令和7年度も専門家派遣事業を実施しています。

組合等や中小企業が直面している諸課題(法律、税務、経営、労働、技術や技能の承継、販路開拓、デジタル化や環境問題への対応等)の解決に向けて、各分野の専門家を会員組合等に派遣します。

また、インボイス制度への対応や価格転嫁に向けた取り組み、働き方改革、2024年問題など法改正や諸制度改正に伴う課題については、会員組合等の組合員である中小企業に専門家を派遣します。専門家派遣の例は以下のとおり。

【組合等運営に係る派遣】

▽組合員への持分払戻に係る固定資産額の算定方法

▽組合と組合員との売買契約書条文の解釈

▽共同事業管理システム開発の進め方 など

【組合等を通じて組合員(中小企業)の経営課題等を解決するための派遣】

▽海外展開に向けた研修会

▽AIの知識や技術を習得するための研修会

## 中央会だより

▽組合員の従業員向けの接客向上研修会 など

【組合員(中小企業)の経営課題解決するための派遣】

▽育児介護休業法改正に対応するため、就業規則改正のポイントを指導

▽価格転嫁を進めるため、人件費上昇に係るエビデンスとなる資料作成のポイントを指導

▽インボイス制度に対応するための会計ソフト導入に係る指導 など

専門家の派遣回数は、1組合・1事業所あたり、1事業年度2回まで。事業予算額に達した場合、本事業の目的・要件等に合致しない場合は利用することができません。

また、課題の内容によっては、他機関が実施する専門家派遣事業を紹介・仲介する場合があります。

専門家派遣事業の詳細、希望申込みは、組合等担当者または業務課(関、大滝)までお問合せください。

### 令和7年度中小企業組合検定試験のご案内

全国中央会は、中小企業組合の事務局で働いている役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を持つ方に、中小企業組合士の称号を与える制度で、都道府県中小企業団体中央会の協力で実施しています。

中小企業組合には、ガバナンスの充実が求められており、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格です。

令和6年3月末現在、全国で2,986名の中小企業組合士が登録されています。ぜひ、あなたのチャレンジを期待します。

本年度の検定試験は、令和7年12月7日(日)に行う予定です。水戸市での受験も可能となる予定です。詳細が固まり次第、ご案内します(以下URLは昨年度の試験概要等です。)

▽試験科目 ①組合会計、②組合制度、③組合運営

▽受験料 3科目受験：7,700円、2科目受験：

6,600円、1科目受験5,500円

※本年度から受験料が改定され1科目1,100円引上げられました。

中小企業組合士制度及び検定試験については、組合等担当者または業務課(大滝)までお問合せください。

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/certificationtest/certificationtestinformation/>

### 令和7年度組合等育成・振興事業のご案内

中央会は、会員組合等の育成・振興を図るため、以下の補助対象事業等に掲げる事業に要する経費の一部又は全額を補助する事業を実施しています。

▽補助対象者

当会会員組合等のうち、次に掲げる事業等の対象となる者

▽補助対象事業等

当会は、以下に掲げる事業等の経費に対して、その支出する経費の一部又は全額を補助することができる。

(1)以下の全国中小企業団体中央会の補助事業【対象者:令和7年度当該事業の補助対象者】

①取引力強化推進事業

②小企業者組合成長戦略プログラム等支援事業

(2)中小企業組合検定試験【対象者:令和7年度中小企業組合検定試験を受験する者】

(3)中小企業団体全国大会【対象者:第77回中小企業団体全国大会に参加する者】

(4)組合向け確定申告相談会【対象者:確定申告相談会に参加する会員組合等】(実施済)

▽補助額

上記対象事業の経費に対して、以下に掲げる額を限度に補助する。

(1)全国中小企業団体中央会の補助事業を実施した際の補助

①取引力強化推進事業:当該補助金における組合等の自己負担額(税抜き)の1/3以内(千円未満切り捨て)とし、その上限額は83,000円とする。

②小企業者組合成長戦略プログラム等支援事業:当該補助金における組合等の自己負担額(税抜き)の1/3以内(千円未満切り捨て)とし、その上限は133,000円とする。

(2)中小企業組合検定試験の受験料補助

・補助上限額:1人当たり7,700円(一部科目免除者については、6,600円(二科目受験)、5,500円(一科目受験))

※受験料補助は、各科目(運営・制度・会計)とも1回限りとし、試験当日欠席した者への補助は行わない。

(3)中小企業団体全国大会参加料補助

・補助額:1人当たり6,600円

(4)組合向け確定申告相談会補助(実施済)

▽補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

事業の詳細また申込みは、組合等担当者または業務課(大滝)までお問合せください。

### 新入賛助会員のご紹介

▽有限会社首都圏運輸倉庫

・所在地:猿島郡五霞町

▽S C開発株式会社

・事務所所在地:鉾田市